

自動車税（環境性能割・種別割）の課税免除・減免について

富山県では、次の自動車などを対象に、一定の要件のもと、自動車税（環境性能割・種別割）を課税免除又は減免する制度を設けています。

- I 福祉の目的に使用される自動車
- II NPO法人が所有する自動車
- III 自動車学校の教習車や交通安全協会の広報自動車



また、これらのほか、災害その他特別な事情がある場合にも、自動車税（環境性能割・種別割）を減免する制度があります。

《お問い合わせ先》

所管区域	県税事務所名	所在地・電話番号等
県下全域	富山県総合県税事務所 自動車税センター	〒930-0992 富山市新庄町馬場 39-6 TEL：076-424-9211

- ・非課税団体に無償で貸与している自動車や政府の補助を受けている生活交通路線乗合バスのほか、日本赤十字社、公的医療機関、医業を行う公益法人が所有する自動車などについても、税を課税免除又は減免する制度があります。
- ・自動車税種別割の課税免除については、年度途中で県内ナンバーの中古車を取得された場合でも対象となります。

《注意事項》

- ・課税免除の承認を受けた自動車については、承認後も課税免除要件が満たされているかを確認するため、使用状況等の調査を定期的実施しています。
- ・課税免除自動車を申請した用途に使用しなくなったなど課税免除の要件を欠くこととなった場合は、「自動車税種別割課税免除事由消滅申告書」を速やかに提出してください。課税免除要件を欠くこととなった日の翌月分から自動車税(種別割)が課税となります。

《申請書の入手方法》

「自動車税（環境性能割・種別割）課税免除・減免申請書」等の様式は、次の方法で入手できます。

- ① 自動車税センターへ来所または郵送もしくはFAXを依頼
- ② インターネットからダウンロード

富山県電子申請サービス (<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp>) > 富山県 > 税金「福祉車両等に対する自動車税（環境性能割・種別割）課税免除・減免申請」

I 福祉の目的に使用される自動車

1. 対象となる自動車及び税の取扱い

* 「自動車税環境性能割」を「環境性能割」、
「自動車税種別割」を、「種別割」と表記している。

(1) 社会福祉法人が所有する自動車

対象となる自動車	税の取扱い		根拠規定
車いす移動車	環境性能割	減 免	富山県税条例第 138 条の 10 第 1 項第 4 号
身体障害者輸送車	種別割	課税免除	〃 第 138 条第 2 項第 5 号
患者輸送車・バス・乗用車（原則定員 6 人以上）で施設利用者の送迎専用車	種別割	課税免除	〃 第 138 条第 2 項第 5 号
	環境性能割	（課 税）	

(注) 社会福祉協議会は、この取扱いに加え、入浴車・洗濯車の種別割が課税免除の対象になります。

(2) その他

対象となる自動車	税の取扱い		根拠規定
車いす移動車	環境性能割	減 免	富山県税条例第 138 条の 10 第 1 項第 4 号
身体障害者輸送車	種別割	〃	〃 第 146 条の 2 第 1 項第 2 号
入浴車			

(注) リース車は、「(2) その他」により取り扱います。

2. 申請手続き

- (1) 登録前に、自動車税センターに来所し、必要書類等（右表(A)）の事前審査を受けてください。
(事前審査後、申請書に確認印を押し、いったんお返しします。)
- (2) 登録時に、税の申告書と一緒に、事前審査を受けた書類を自動車税センターへ提出してください。
(申請書に確認印のないものは、受付できません。)
- (3) 登録後 1 週間以内に、必要書類等（右表(B)）を自動車税センターへ提出してください。

《備考》

- ・課税免除・減免の対象となる自動車は、**身体障害者等のために利用、運行される自動車に**限ります。
- ・リース車など、所有者課税の自動車で申請する場合は、所有者を申請者としてください。
- ・「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、「入浴車」とは、車検証の「車体の形状」欄に、それぞれの名称が記載された**特種用途車**を指します。
(身体障害者等の利用のために改造された自動車で、「車いす移動車」「身体障害者輸送車」とならない自動車については、改造部分についてのみ、環境性能割を減免します。)

3. 必要書類等

<p>事前審査時 (A)</p>	<p>① 申請書 ・登録番号、日付欄以外すべて記入してください。</p> <p>② 自動車の利用計画書（別紙様式例に類するもの（運行範囲、頻度が分かるもの））</p> <p>③ 自動車の概要・価格のわかるもの（自動車のカタログ、注文書等）</p> <p>個人の方</p> <p>④ 所有者と車いすを必要とする方との関係を証明する書類（住民票、戸籍等）</p> <p>⑤ 車いすを必要とすることの証明 例：・身体障害者福祉手帳写し ・医療機関の診断書 ・居宅サービス計画書及びサービス利用票の写し（ケアマネージャーの原本証明があるもの） ・補装具費支給決定通知書の写し 等車いすを必要とすることがわかる書類</p> <p>法人及び個人（事業）の方</p> <p>⑥ 登記事項証明書（法人登記簿謄本）（新規に設立される法人のみ）</p> <p>⑦ 定款の写し（申請者が医療法人財団の場合は寄付行為の写しを提出）</p> <p>⑧ 施設概要書（パンフレット・チラシ等）</p> <p>※個人事業の方については、⑥～⑧に代えて、個人事業を証明する書類（営業許可書写し等）が必要です。</p>
<p>登録後 (B)</p>	<p>⑨ 自動車検査証記録事項帳票の写し 自動車検査証記録事項帳票を提出できない場合は車検証の写しを提出してください。</p> <p>⑩ 自動車の全景写真（登録番号が分かるもの） 自動車の改造部分の写真（車いす移動車・身体障害者輸送車については、車椅子昇降・固定装置部分、入浴車については浴槽部分が分かるもの）</p>

II NPO法人が所有する自動車

1. 対象となる自動車及び税の取扱い

対象となる自動車	税の取扱い		根拠規定
	種別割	課税免除	
(ア) 車いす移動車・身体障害者輸送車	種別割	課税免除	富山県税条例第138条第2項第5号
	環境性能割	減免	〃 第138条の10第1項第4号
(イ) 患者輸送車・バス・乗用車（原則定員6人以上）で施設利用者の送迎専用車	種別割	課税免除	〃 第138条第2項第5号
	環境性能割	（課税）	
(ウ) 法人設立後3年以内に無償取得する自動車	環境性能割	減免	〃 第138条の10第1項第6号

（注）（ア）及び（イ）は、一定の福祉事業のために使用されるものに限り、事前にお問い合わせください。

2. 申請手続き

「I 福祉の目的に使用される自動車」の「2. 申請手続き」と同様です。

3. 必要書類等

「I 福祉の目的に使用される自動車」の「3. 必要書類等」のほか、事前審査時に「直近の事業報告書」を提出してください。なお、上表（ウ）により申請する場合には、「3. 必要書類等」の④、⑥、⑧及び⑨は不要ですが、「無償で譲り受けたことを証する書類」を提出してください。

Ⅲ 自動車学校の教習車・交通安全協会の広報自動車

1. 対象となる自動車及び税の取扱い

対象となる自動車	種別割	根拠規定
自動車学校の教習車	課税免除	富山県税条例第138条第1項第3号
交通安全協会の広報自動車	〃	〃 第138条第1項第5号

2. 申請手続き

- (1) 登録前に、自動車税センターで、必要書類等（下表(A)）の事前審査を受けてください。
（事前審査後、申請書に確認印を押し、いったんお返しします。）
- (2) 登録時に、税の申告書と一緒に、事前審査を受けた書類を自動車税センターへ提出してください。
（申請書に確認印のないものは、受付できません。）
- (3) 登録後1週間以内に、必要書類等（下表(B)）を自動車税センターへ提出してください。

3. 必要書類等

対象となる自動車	事前審査時(A)	登録後(B)
自動車学校の教習車	①申請書 ^(※1) ②指定自動車教習所の証明書 ③指定自動車教習所路上教習用自動車証明書	①自動車検査証記録事項帳票の写し ^(※3)
交通安全協会の広報自動車	①申請書 ^(※1) ②所轄の警察署長の証明書 ^(※2) ③申請団体の事業計画書 ④自動車の使用計画書	①自動車検査証記録事項帳票の写し ^(※3) ②写真 ^(※4)

(※1) 登録番号、日付欄以外すべて記入してください。

(※2) 申請団体が交通安全に関し知識の普及宣伝等を目的とする団体であることを証明したもの。

(※3) 自動車検査証記録事項帳票を提出できない車は車検証の写しを提出してください。

(※4) 自動車の正面及び側面を撮影したもので、登録番号・スピーカー・名称塗装部分が分かるもの。

